

答申第 571 号

平成 25 年 1 月 31 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 24 年 1 月 30 日付けで諮問された特定学校法人の財務計算に関する書類一部非公開の件（諮問第 624 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定学校法人の平成22年度の財務計算に関する書類のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 貸借対照表のうち、中科目に相当する科目の科目名及び金額
- (2) 貸借対照表のうち、欄外記載部分及び別紙の標題

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成23年12月1日付けで、特定学校法人（以下「本件学校法人」という。）が知事に提出した財務計算に関する書類（以下「本件行政文書」という。）の一部を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求め、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号該当性について

(ア) 本件学校法人が設置する幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）では、私立学校の自主性の一言で何をしてもいいかのように説明している一方で、私立学校法（以下「私学法」という。）で求めている財産目録等の閲覧請求に対しては全く応じない。

(イ) 本件幼稚園では、物品購入が多く、行事の際の費用も高い。保護者の会計報告ではバザーの利益を計上しておらず、会計報告の不明な点の説明を求めると、私立学校の自主性のもと、退園を強要されるなど、本件幼稚園の対応がおかしいと感じている者は私一人ではない。

(ウ) このような幼稚園にとって、財務計算書類を公表するデメリットは、公表できないお金の作り方のノウハウが知られることである。

非公開等理由説明書によると、「学校法人の経営方針やノウハウ等が詳細に把握される」ためだとされているが、公開できない部分の情報を見て分かる「経営方針やノウハウ」とはどのようなもので

あるのか理解できない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

公立の幼稚園がない地域においては、幼稚園に行こうと思えば必ず私立になってしまう。このような限りない私立学校の自主性を認めることは公の利益にならない。

ウ その他

私学法の財産目録等の閲覧請求は、「入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、（閲覧請求者である）利害関係人に該当する」とされており、学校選定の段階では閲覧請求はできないことになっている。私学法と今回の情報公開については、別のものとの考えもあるが、これから幼稚園を選ぶ保護者の利益を考慮し、個別の事情を加味した判断を求める。

3 実施機関（県民局くらし文化部学事振興課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件行政文書は、特定学校法人が知事に提出した財務計算書類のうち、平成22年度の資金収支計算書、資金収支内訳書、人件費支出内訳書、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表及び表紙（以下「財務計算に関する書類」と総称する。）である。

財務計算に関する書類は、私立学校振興助成法第14条に基づき、経常費補助金の交付を受ける学校法人に作成が義務付けられており、同条第2項及び第3項に基づき、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して所轄庁に提出され、学校法人の運営指導や私立学校経常費補助金の算定資料となる。

なお、財務計算に関する書類の提出は、私立学校経常費補助金の交付要件の一つとなっており、当該書類の提出がない場合は、経常費補助金は交付されないこととされている。

（2）条例第5条第2号該当性について

ア 財務計算に関する書類に記載された小科目については、学校法人が学

校運営の自主性にに基づき独自に設定することが認められているが、生徒数の減少に伴い学校間の競争が激化していることから、各学校法人は、独自に工夫した学校経営を行っており、小科目を公開した場合、学校法人の経営方針やノウハウ等が詳細に把握され、学校法人に不利益を与えることが懸念される。よって、条例第5条第2号に該当し非公開とした。

イ 平成12年7月24日付け神奈川県情報公開審査会答申（以下「答申」という。）第62号において、「小科目は、学校運営の自主性に基づく学校法人独自の科目を記載している」として非公開が妥当と判断されていることから、補助金に係る科目を除き、資金収支計算書及び消費収支計算書等に記載された小科目に相当する科目の科目名及び金額を非公開としている。

ウ 貸借対照表の大科目に相当する科目以外の科目名及び金額等については、学校法人の資産、負債の詳細を記載していることから、これらの科目名及び金額を公開することにより、学校法人の財務状況が詳細に把握され、本件学校法人に明らかに不利益を与えると認められるため、同様に非公開としている。

エ なお、小科目については、学校独自で自由に設定、削除できることになっている。したがって、小科目の中で法人が競争上不利になる部分のみを抽出して一律に非公開とすることは困難である。また、これを広く県民に公開すると考えた場合、会計的知識を持った者が見れば、学校法人の経営方針やノウハウを推定できることになる。小科目を公開することによって、重要な経営情報が推測される可能性がある以上、私学法第1条に定められている私立学校の自主性を尊重するという法の趣旨に反することになるので、所轄庁としてその扱いは相当慎重であるべきと考える。

オ 平成17年に私学法が改正され、同法第47条に学校法人は利害関係人に対して財務関係書類を閲覧させることが義務付けられたが、閲覧することができるのは、あくまで利害関係人のみであり、県民全般に対する情報公開制度の運用の考え方には変化はない。同法第1条の私立学校の自主性についての規定と併せて、このような法制度の下では、現行の運

用や法律の規定を超えて、広く県民に財務関係書類を公開するかどうかは、各学校法人の判断にゆだねられるべきものであって、県が一律に行うことにはなじまない。

(3) 条例第5条第2号ただし書該当性について

今回非公開とした「財務計算に関する書類の小科目に該当する科目の科目名及び金額」などは、条例第5条第2号ただし書に規定された「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当せず、公益上の理由から法人の利益を害してもなお公開すべき情報には当たらない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、特定学校法人が知事に提出した財務計算書類のうち、平成22年度の資金収支計算書、資金収支内訳書、人件費支出内訳書、消費収支計算書、消費収支内訳表、貸借対照表及び表紙である。

イ 財務計算に関する書類は、私立学校振興助成法第14条に基づき、經常費補助金の交付を受ける学校法人に作成が義務付けられており、同条第2項及び第3項に基づき、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して所轄庁に提出され、学校法人の運営指導や私立学校經常費補助金の算定資料となる。

ウ 財務計算に関する書類の提出は、私立学校經常費補助金の交付要件の一つとなっている。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事

業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるか否かの判断は、情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付けなどにも十分留意しつつ、慎重に行う必要があると考える。私学法第1条は、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」としている。当該規定から、学校法人は、教育事業という公共性の高い事業を行うことを目的としているが、一方でその学校運営については、自主性が尊重されなければならないことがうかがえる。

(ウ) 本件行政文書に係る情報のうち、大科目に相当する情報は、「学校法人会計基準」（昭和46年4月1日文部省令第18号）においても、神奈川県が定める「改訂版 学校法人会計処理の手引き」（平成19年4月）においても追加及び変更ができない科目として公表されていることが認められる。

これに対し、資金収支計算書、資金収支内訳書、消費収支計算書、消費収支内訳表及び貸借対照表の小科目に相当する情報は、学校運営の自主性に基づく学校法人独自の科目を記載していることが認められる。

また、私立学校は、少子化による生徒数の減少により学校間の競争関係が激化しており、今後も厳しい状況が続くことが予想される。そのため、各学校法人が独自の特徴を打ち出した学校経営を行い、このような状況に対応していることを考えると、これらを公開することにより学校法人の独自の経営方針やノウハウ等が把握され、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることは答申第62号で示したとおりである。

(エ) ただし、貸借対照表の中科目の金額については、それを構成する小

科目の金額に比べて大まかな情報であり、開示したとしても学校法人の経営状態を細部にわたるまで示すものではなく、本件学校法人の経営方針等をうかがい知ることのできるものとは認められない。

さらに、貸借対照表の欄外記載部分は、「注記」が別紙にあることを示すにすぎず、およそ貸借対照表に「注記」がないことは想定されないことから、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、貸借対照表の別紙である「注記」の標題部分についても、欄外記載部分と同様に「注記」があることを示すにすぎないことから、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

(オ) 人件費支出内訳書は、資金収支計算書に記載されている大科目である人件費に係る小科目の詳細及び金額を記載したものである。これらを公開した場合、学校法人が具体的にどのように人件費を振り分け、支出しているのかが把握され、これらの記載内容を他の学校法人の人件費の水準と比較することにより、学校法人の経営実態を詳細に把握することが可能であり、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(カ) 以上のことから、貸借対照表の中科目に相当する科目の科目名及び金額、欄外記載部分及び別紙の標題については、公開することにより、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第2号本文に該当しないが、その他の部分については、公開することにより、本件学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生しているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、このような危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要であると認められる情報である。

(イ) 本件情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するとは認められず、条例第5条第2号ただし書に該当しないと判断する。

(4) その他

不服申立人は、これから幼稚園を選ぶ保護者の利益を考慮し、個別の事情を加味した判断を求めているが、当審査会としては条例の範囲を越えて判断することができないことを理解されたい。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 1 月 30 日	○ 諮問受理
2 月 3 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 20 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 23 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 1 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
8 月 24 日 (第 120 回部会)	○ 審議
9 月 27 日 (第 121 回部会)	○ 審議
10 月 19 日	○ 実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 30 日 (第 122 回部会)	○ 審議
11 月 29 日 (第 123 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
相川 忠夫	関東学院大学大学院教授	部会員
柿崎 環	横浜国立大学教授	
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学名誉教授	部会員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 25 年 1 月 31 日現在) (五十音順)